

【上限額管理結果額の再調整方法】

上限額管理対象者は、臨時休校に伴う増加分による上限額管理のうえ国保連に伝送していただいておりますが、臨時休校に伴う増加前の利用者負担額(実際に保護者から徴収すべき利用者負担額)の算定方法は保留とさせていただきます。

今回の個人計算シート提出により、上限額管理の再調整は尼崎市障害福祉課にて事務を行います。

1 再調整計算の考え方

利用者及び事業所の事務負担を軽減する観点から、原則として「上限額管理事業所」にて利用者負担額を調整します。

「上限額管理を行わない事業所」(上限額管理対象者に対し、サービス提供する事業所のうち上限額管理事業所以外の事業所をいう。以下同じ)は、国保連伝送済の上限額管理結果額から変更しない予定です。(個別対応が必要な利用者は、別途連絡します)

2 再調整後に行う事務**(1) 「上限額管理事業所」にて行う事務**

上限額管理事業所には、再調整による利用者負担額の変更の有無及び再調整後の修正金額をお知らせします。

その後、上限額管理事業所にて保護者に対して利用者負担額を変更して徴収してください。また、臨時休校に伴う増加による利用者負担差額は、本市に補助金請求を行っていただくこととなります。(手続き方法は後日お知らせします。)

なお、サービスの利用状況によって個別対応を要する場合は、別途連絡させていただきます。

(2) 「上限額管理を行わない事業所」にて行う事務

保護者への利用者負担額は、原則として国保連伝送済の上限額管理結果額から変更しない予定ですが、サービス利用状況によっては個別対応が必要な場合が想定されますので、その場合は別途連絡させていただきます。

そのため、利用者負担額の確定は、補助金の請求時点とさせていただきますので、ご了承ください。

上限額管理対象者は、サービス利用した全事業所の臨時休校に伴う増加前の金額を把握しなければ再調整金額が確定しないため、必ず補助対象額計算シートの提出をしていただきますようお願いいたします。(不要パターン③④をのぞく)

(具体例)

※ エクセルファイル「補助対象額一覧表<提出用 NO.1>」と「国保連に伝送済の上限額管理結果票」をご確認ください。

| | A 事業所 (上限管理) | B 事業所 (行わない) | 合 計 | |
|--|-----------------|-----------------|--------|--------|
| ①増加後管理結果額 (国保連伝送済) | 4,528円 | 72円 | 4,600円 | |
| ②増加前利用者負担額 (個人計算シートL) | 1,701円 | 2,551円 | 4,252円 | |
| ③上限額再調整結果額 (徴収すべき利用者負担額) =調整後上限額管理結果額(あ) | 4,180円 | 72円 | 4,252円 | 4,600円 |
| ④市補助金請求額 =調整后市請求額(い) | 348円 | 0円 | 348円 | |

(補足)

A 事業所(上限額管理事業所)

B 事業所(上限額管理を行わない事業所)

調整後上限額管理結果額(あ)・調整后市請求額(い)は、エクセルファイル「補助対象額一覧表<提出用 NO.1>」シートの市記載欄をご参照ください。

エクセルファイル「補助対象額一覧表<提出用 NO.1>」シートの市記載欄「調整後上限管理結果額(あ)」と「国保連に伝送済の上限額管理結果票(臨時休校に伴う増加後)」記載の「上限額管理を行わない事業所の管理結果額」を合計した金額が、臨時休校に伴う増加前の利用者負担総額(実際に保護者から徴収すべき利用者負担総額)となります。

(「上限額管理を行わない事業所」の利用者負担額は、原則として変更しません。)